

コロナ危機下のバランスシート問題研究会提言

―事業構造改革の加速による成長実現戦略―

コロナ危機下のバランスシート問題研究会

新型コロナウイルス感染拡大による売上激減、コストアップのため、企業の債務は大きく膨張しており、こうした状況が続くと多くの中小企業などが過剰債務を抱える可能性が高い。過剰債務を抱えた企業は新規投資ができず、事業が劣化し、長期的な経済低迷に陥ったのが90年代の日本であった。当時の金融・企業再生等に携わった人間が結集し、「失われた10年」を教訓に、ウィズコロナ・アフターコロナ時代にふさわしい事業構造を実現し、低生産性を克服し、高い経済成長を目指すための政策提言を今般取りまとめた。

政府は資金繰り対策などの危機対応のための政策を遂行中であるが、この次のステージの政策に本提言の内容が反映され、バランスシートを再構築しつつ、事業構造改革を加速し、日本経済の成長を実現する契機となることを期待したい。

小林慶一郎・寺澤達也

問題認識

(1) 日本企業の多くが新型コロナ感染拡大に伴う売上の激減とコスト増を補うために債務を増

やしている。年初から6月末までに全国金融機関の融資総額はすでに31兆円増えており、昨年同期の3倍の増大幅となっている。経済状態が急速に回復しな

い限り、企業のバランスシートが大きなダメージを受けることは必至である。

1990年代の日本のバブルの崩壊では、建設・不動産・ノンバンクの3業種をはじめとする多くの企業が過剰債務を抱えることになり、それらに貸し込んでいた金融機関に巨額の不良債権問題が発生した。企業と金融機関双方のバランスシートが毀損し、資本力の弱い中小金融機関と中小・小規模企業が多数破綻したが、銀行は債務超過状態の企業の再生に向けた抜本的解決への取り組みが遅れ、政府も長く銀行に不良債権の処理を強く迫ることはなかった。債務超過に陥った企業では、キャッシュフローが借金の返済に充て

られるため、積極的な事業展開のための設備投資も人材への投資もおおざなりになってしまった。いわゆる「過剰債務の罠」である。結果として日本経済は「失われた10年」の後も長く経済低迷から脱出できなかった。

新型コロナウイルス感染拡大によるバランスシートのダメージは1990年代とは発生メカニズムは異なるものの、毀損したバランスシートを放置すれば、企業は再び「過剰債務の罠」に陥り、人材や事業が劣化し、経済低迷は長期化してしまう。しかも、現在はリーマン・ショック時の経営悪化の影響を引きずっている企業も少なくない。「失われた10年」を繰り返さないために、過剰債務問題を先送りせず、毀

改正公益通報者保護法のポイントと 金融機関の課題（上）

森原憲司法律事務所 弁護士 森原 憲司
弁護士 大塚 陵

公益通報者保護法（以下、「本法」または「現行法」という）は、平成18年4月の施行以来、これまで一度も改正されてこなかったが、この度、令和2年6月8日に公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和2年法律第51号。以下、「改正法」といい、改正後の法律を「新法」という）が成立し、同月12日、公布された。改正法は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日からの施行が予定されている。

本稿では、改正の背景、改正内容および今回の改正では見送られた論点を概観したうえで（後記一から四）、改正法の施行

およびそれに先立ち国が策定する予定の新たな指針がリリースされるまでの間に事業者、とりわけ金融機関が行っておくべき対応について述べる（次号五）。

一 改正の背景（内部通報制度の機能不全）

本法の施行により、事業者による内部通報制度の整備は一定程度進み、コンプライアンス経営におけるその重要性は一般的に認知されているといえよう。消費者庁の「平成28年度民間事業者における内部通報制度の実態調査報告書」（注1）（以下、「平成28年度実態調査」という）によれば、事業者における不正

発見の端緒の第1位は「内部通報」（58・8％）であり、「内部監査」（37・6％）および「職制ルート（上司による日常的な業務のチェック、従業員からの業務報告等）」（31・5％）を上回っている。

また、内部通報制度の導入の効果としては、多くの事業者が、違法行為の抑止（49・4％）や自浄作用による違法行為の是正機会の拡充（43・3％）を挙げている。

しかしながら、本法施行後に発生した大規模な企業不祥事においても、内部通報制度の機能不全が指摘される例が少なくないのが現状である。

この点、金融機関の例を挙げれば、平成30年10月5日、金融庁から行政処分（業務の一部停止命令等）を受けるに至ったスルガ銀行の例が記憶に新しい。

スルガ銀行第三者委員会の同年9月7日付け調査報告書（注2）によると、同銀行では、通常の地方銀行水準の内部通報制度が整備されていたにもかかわらず、前記行政処分に至った深刻なコンプライアンス上の問題については、役員は誰も通報したことがなかったというのである。第三者委員会が実施したアンケートでは、回答した行員3595名のうち実に198名が内部通報制度を利用しようと

取引先に対するベストソリューションのための 営業店の倒産法務入門

第1回 今後、倒産が予想される取引先



島田法律事務所
弁護士 島田 邦雄

しまだ・くにお ● 1984年東京大学法学部卒。86年弁護士登録。90年ハーバード大学ロースクール卒業(LLM)。バブル崩壊後の不良債権処理全盛期も含め長年にわたり債権回収業務に関わっている。



島田法律事務所
弁護士 川島 亜記

かわしま・あき ● 2003年東北大学法学部卒。05年弁護士登録。金融機関からの日常的な法律相談のほか、預金をめぐる訴訟、金融商品の販売をめぐる訴訟等を扱う。

銀行員としては、取引先倒産の危険を早期に把握するとともに、経営苦境にある取引先に対するベストソリューションの提供に努めること、また、いざ倒産が発生した場合の手続き・対応をあらかじめ把握しておくことが肝要である。本連載では、倒産手続きを概観するとともに、営業のフロントにいる銀行員が留意すべき事項について述べる。

一 はじめに

新型コロナウイルス感染拡大対策として、4月7日に7都道府県を対象として緊急事態宣言が発令され、4月16日には、対象が全都道府県に拡大された。緊急事態宣言自体は5月25日に解除され、7月22日にはGOTOトラベル事業が始まるなど、コロナ禍で大きな打撃を受けた産業の浮揚策が次々に打ち出されているが、コロナ禍が終息したとはいえないために、引き続き多くの業界においては厳しい状況が続いている。そこで、まず、いわゆる倒産予備軍となる取引先にとどのようなところがあり、どのような留意点があるかを概観する。

二 苦境にある業界と倒産件数

1 影響を受ける業界地図
新型コロナウイルス感染症拡大のため、中国の武漢市が1月にロックダウンされるなどにより、中国からわが国への部品・部材の入荷が滞った。そのため、わが国企業へのコロナ禍による影響は、まず、中国をサプライチェーンに組み込んでいる製造業などの稼働率低下として現れた。
続いて、わが国でも前述のように緊急事態宣言が発せられると、旅行や外食が事実上抑制され、これらに関する業界が厳しい状況に置かれることとなった。コロナ禍が継続する環境下